

または24時間開設する保育所、準夜勤帯のみ開設する保育所などが含まれる。

調査時点で施設内保育所を利用している看護職員は、906病院で11320人である《統計表第124表》。

病院設置主体別にみて、施設内保育所をもつ病院の比率が前回調査より増えたのは、「共済組合およびその連合会」「公益法人」「医療法人」「会社」「個人」である。

施設内保育所について厚生省の補助金を受けている病院は、42.2%である《統計表第125表》。

4. 育児時間の利用状況

育児時間の付与は、法定措置（「生後満1年に満たない生児を育てる者に対して、1日2回それぞれ少なくとも30分以上の育児時間を与える」（労働基準法））である。

「利用者がある」と回答した病院は47.2%、「該当者はいたが利用者なし」と回答した病院は21.9%である《統計表第128表》。育児時間を利用しやすい職場環境・体制の整備が求められる。

5. 産前の母性保護措置

法定の母性保護措置（夜勤・超過勤務の減免）以外の措置について、回答を求めた（複数回答）。

出産前の母性保護措置は、「配置転換」を行う病院が最も多く25.0%、ついで、「通院休暇」を

与える病院が14.4%である。「特に措置はない」と回答した病院は56.3%である《統計表第129表》。

6. 産後の母性保護措置

法定の母性保護措置（夜勤・超過勤務の減免、育児時間）以外の措置について、回答を求めた（複数回答）。

出産後の母性保護措置は、「育児休業」が最も多く67.4%、「配置転換」が26.8%、「保育所等との関係で退院時間に配慮」が16.7%などである。「特に措置はない」と回答した病院は、22.7%である《統計表第130表》。

7. 介護休暇（職）制度

介護休暇制度を「設けている」病院は15.2%、「制度としてはないが個別に対応している」病院は18.8%である《統計表第131表》。

病院設置主体別にみて介護休暇制度を設けている率が高いのは、「国（労働福祉事業団）（84.0%）」「都道府県（72.1%）」である。

表9 介護休暇制度

設 け て い る	15.2%
設 け て い な い	62.8
制度としてはないが個別に対応している	18.8
無 回 答 ・ 不 明	3.2

VII 賃 金

1. 給 与 表

看護職員に適用される給与表の有無について、国家公務員医療職俸給表（三）（以下、「医（三）」

表」と略す）が適用されている国立施設以外の病院にたずねた。「施設独自の給与表がある」病院は45.5%、「地方自治体・病院設置主体の上部組織などで定められた給与表を適用している」病院

表10 給与例（看護婦（士）・加重平均額）

		91年10月	87年10月	アップ率(%)
〈初任給〉高卒 + 3年課程卒	基本給	164,470円	133,114円	23.6%
	税込総額	218,400	185,131	18.0
〈モデル賃金〉勤続10年 31~2歳 非管理職	基本給	225,390	193,873	16.3
	税込総額	280,770	253,864	10.6

は41.3%である《統計表第132表》。

「体系的な給与表はない」病院は7.4%であり、設置主体別にみて「医療法人」(14.4%)「個人」(15.7%)で比率が高い。これらの病院では、雇用管理上の問題を生じる怖れがある。

給与表がある病院について、各病院の給与表と医(三)表との関係をたずねた。「医(三)表と同じ内容」21.2%、「医(三)表に準じこれを上回る」19.3%、「医(三)表に準じこれを下回る」20.5%など、なんらかのかたちで医(三)表を参考にしている病院が61.0%にのぼる《統計表第132表》。

2. 給与例（看護婦（士））

調査時点での初任給・モデル賃金・中途採用モデル賃金について、基本給および税込給与総額（三交替夜勤に従事する場合は該当の月に準夜勤・深夜勤をそれぞれ4回行ったものとする）をたずねた。設定以外の条件については各病院での代表的な例により回答してもらった。

(1) 初任給

「高卒・3年課程養成所卒、単身で民間アパートに居住」という条件を設定した。

平均額および前回調査との比較は、《表10》による。

都道府県別にみて平均税込給与総額が最も高いのは、「愛知(240,380円)」, ついで「神奈川

(236,760円)」「大阪(234,920円)」「埼玉(232,640円)」の順である《統計表第136表》。

(2) モデル賃金

「勤続10年, 31~2歳, 非管理職」という条件を設定した。

平均額および前回調査との比較は、《表10》による。

都道府県別にみて平均税込給与総額が最も高いのは、「神奈川(306,420円)」, ついで「愛知(305,800円)」「東京(302,980円)」「大阪(301,480円)」「奈良(298,230円)」の順である《統計表第140表》。

(3) 中途採用モデル賃金

「32歳, 経験7年(総合病院), ブランク(就業中断期間)3年未満」という条件を設定した。

平均額およびモデル賃金との比較は、《表11》による。

都道府県別にみて平均税込給与総額が最も高いのは、「奈良(276,390円)」, ついで「神奈川

表11 中途採用者モデル賃金（加重平均額）

	中途採用モデル賃金 ¹⁾	モデル賃金 ²⁾	指数 ³⁾
基本給	202,190円	225,390円	90.0
給与総額	253,890	280,770	90.4

1) 中途採用モデル賃金：32歳看護婦（士），経験7年（総合病院），ブランク3年未満

2) 表10に同じ

3) 「モデル賃金」を100とした場合の指数

表12 パートタイマー（看護婦(士)）時給

勤務帯	平均額(加重平均)	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	最高額
日勤帯	1,119円	950円	1,100円	1,291円	3,008円
夜勤帯	1,420	1,120	1,370	1,678	3,008

(275,990円)」「愛知(275,210円)」「大阪(272,880円)」「東京(270,730円)」の順である《統計表第144表》。

3. パートタイマー賃金（時給）

日勤帯・夜勤帯のそれぞれについて、平均時給額、四分位数、最高額を示す《表12》。

日勤帯の平均時給額を都道府県別にみて、最も高いのは「東京(1,376円)」ついで「京都(1,329円)」「奈良(1,283円)」「大阪(1,280円)」「神奈

川(1,271円)」の順である《統計表第147表》。九州地方では、平均時給額が1,000円に満たない県が多い。

夜勤帯の平均時給額については、日勤帯に比べ回答病院が少ないため、都道府県ごとの平均額が必ずしも地域の時給水準を表すとはいえない。おもな都府県について平均額を示すと、「東京(1,710円)」「神奈川(1,655円)」「京都(1,572円)」「大阪(1,520円)」「千葉(1,485円)」などである《統計表第148表》。

VIII 看護職員確保対策

1. 中途採用

看護婦(士)・准看護婦(士)・助産婦・保健婦のそれぞれについて、中途採用に際しての年齢制限の有無、さらに、年齢制限のある場合はその年齢をたずねた。准看護婦(士)・助産婦・保健婦については、年齢制限の有無自体に無回答である病院が多い。これらの病院ではその職種に対して中途採用を実施していない場合が多いと見られる。

看護婦(士)について年齢制限を設けている病院は50.2%、うち、年齢制限の上限が30歳以下である病院は23.1%、41歳以上である病院は29.8%である《統計表第151表》。

准看護婦(士)について年齢制限を設けている病院は37.7%、うち、年齢制限の上限が30歳以下である病院は23.2%、41歳以上である病院は30.6

%である《統計表第152表》。年齢制限の有無自体について無回答であった病院は19.7%である。

1990年度の中途採用実績数は、1809病院で12957人である。うち、前回の職場をやめてから今回の就職までにブランク（就業中断期間）のない者は64.0%、ブランク期間が3年未満の者は22.8%、3年以上のブランクがある者は6.7%である《統計表第156表》。

2. 再雇用制度

「再雇用制度」とは、出産・育児などにとまないういったんある病院を退職した女子看護職員が、当該の病院への再就職を希望した場合に、募集・採用にあたって特別の配慮をする制度をさす。

再雇用制度を「設けている」病院は7.7%だが、「制度としてはないが個別に対応している」病院